

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年6月16日（平成28年（行個）諮問第102号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第140号）

事件名：本人の非行についてその端緒を把握したとされる「特定月の内部監査」等を実施した経緯・結果を示す文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求人の非行について、その端緒を把握したとされる「特定年月の内部監査」等を実施した経緯・結果を示す文書の全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月19日付け官察4号により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象保有個人情報の全面開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（異議申立人が異議申立書及び意見書に添付した資料の内容は省略する。）。

（1）異議申立書

ア 不服申立ての理由

原処分において、全部を開示しないとされた部分は、法17条の規定（存否応答拒否）に該当しないため。

イ 異議申立人が原処分の基因となる保有個人情報の開示を請求した経緯

（ア）異議申立人は、特定A税務署・特定職として勤務の時代、特定年月日付けで、国税庁長官から「職務専念義務違反の行為を行った」（国家公務員法101条）等として、特定内容の懲戒処分を受けた上で、それらの処分や行為の内容が報道発表された。

（イ）当該懲戒処分は、任意の捜査権のみ付与されている国税庁の特定派遣首席国税庁監察官ら（以下「担当監察官ら」という。）（特定市

の合同庁舎に常駐する国税庁からの派遣職員)による異議申立人に対する非行監察等の実施結果・報告等に基づいて行われたものであるが、国税庁長官が当該懲戒処分という処分量定の決定を行う際に、その根拠とされる担当監察官らが作成した異議申立人に対する非行監察等の状況・端緒・経緯・結果・報告等の行政文書の作成等について、

①異議申立人に対し、第三者から、担当監察官らによる意図的な事実関係の歪曲等が行われ、国税庁において、処分量定の決定が行われた際には、それらの事実に基づいて、不自然な処分が行われた疑いがある旨の情報等が(複数回)寄せられたこと。

②後述する当該懲戒処分の基因とされる行為は、異議申立人が過去に正直に担当監察官に申出済み(いわゆる刑法42条・自首に相当と思料)の行為であるのに、なぜか処分量定の決定が職務専念義務違反の中で最も重い減給処分とされたことは、人事院の処分の標準例と比較していかがであるのか。

③当該懲戒処分は、(処分庁の地方支分部局である)特定国税局から同日に報道発表されたが、異議申立人は翌日のマスコミ各紙の新聞記事の中で、その端緒を把握したとする記事の内容等が、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れており、大きな疑問を抱いたが、それらは結果的に、当時の特定国税局人事一課長及び人事二課長から事前に異議申立人に対し、「その主旨(申出済み)は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、(発表内容を)悪く書くから。」と伝えられていたことが現実化しており、不自然と思いだめたこと。

④当時、異議申立人に対して行われた、担当監察官らによる非行監察の調査手法や展開は、先輩・同僚等から、もとより「適法とはいえないものである。」(下記ウ及びエを参照)との指摘がなされたこと。

等の情報・事実・意見等を受けて、以前から特定派遣(首席)国税庁監察官に対し、上司等を通じ何度も面談・身上把握を要望したものの、それらは一切実現せず、やむなく保有個人情報の開示を請求したものである。

(ウ)当該懲戒処分は、異議申立人が取引証券会社である特定証券(いわゆるインターネット取引の証券会社)に対して、自己の携帯電話(いわゆるガラケー)で行った、保有銘柄数が一銘柄程度、また、それらの取引行為が、携帯電話によるアクセス画面確認からクリック終了までの時間が1回当たり30秒弱と極めて短時間の株式取引に係るものである。

- (エ) 過去5年間（特定年以降）の勤務時間中の取引（年次休暇等を申請・取得していない時間の取引行為）を900回として認定されたが、これらは、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂正（計500回以上）も含めた、いわゆる全てのクリックの回数を集計した上で行われたものである。
- (オ) なお、それらの取引は、異議申立人が通常の職務を遂行した上での行為であり、勤務時間中の取引と認定されたものの中には、異議申立人が特定職時代の（納税者や職員との面談・打合せ、関係民間団体との連絡・調整による）昼休憩時間のズレ・休憩等の取得時間の分断（特に、特定年当時の税務署長・故人は、長期入院中であり、税務署の昼休憩時間が入院先の面会時間に相当）、特定B税務署・特定職時代の出張による長時間の移動中の車内での行為、同金融機関等に実地調査に臨場した際の昼休憩時間のズレ・分断及び特定職時代の関係民間団体への会合に出席したための昼休憩時間のズレ等の時間帯に行ったクリック、更には異議申立人の職務に係るネット証券会社のシステムに係る解明調査（後日、当該調査事績書も作成して報告済み）等のクリック等の全ての回数を集計された上で、処分量定の決定（当該懲戒処分）がされたものである（なお、異議申立人は、インサイダー取引等の不正な株式取引行為は一切行っていない。）。

ウ 担当監察官らによる異議申立人に対する非行監察の実施状況等

- (ア) 担当監察官らが異議申立人に対して関係書類等を提示し、質問調査を行い、申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証した方法と、それらを国税庁長官に報告した上で、前記の懲戒処分を行い、報道発表するまでの事実関係等の詳細は次のとおりである。
- a 特定年月日、異議申立人は担当監察官らから突然の呼出しを受け、下記エの既に申出済みの過去の勤務時間中の株式取引についての非行監察が開始され、質問調査が開始された。この当時、非行監察は任意調査である等の告知行為等の手続はなく、「すぐに終わるから・・・」等との語り口から始まったことや、上記イ（イ）の②や後述する詳細のとおり、過去に異議申立人が申出済みの行為等であったことから、当時、異議申立人や当時の特定A税務署長らは、軽微な案件と誤認していた事実がある。
- b 当該懲戒処分の立証方法は、担当監察官らによる異議申立人に対する質問調査の状況や、その非行監察の実施当時に開示を受けた書類から、次の手順で行われていた。
- ①担当監察官らは、所轄税務署において、異議申立人が過去に提出した所得税の確定申告書を収集するなどして、その内容か

ら異議申立人の取引証券会社を把握する。

②それら把握した取引証券会社に対し、「財務省設置法26条1項に係る監察事務のため」と称した文面で取引照会文書を発送する。

③その際、特に、異議申立人の取引証券会社である特定証券については、一般的な帳票で、顧客の株式売買取引・入出金の基本帳票である顧客勘定元帳のほかに、注文明細と称する帳票を照会し、先方からその注文明細の回答を受ければ、当該帳票の注文約定日時欄に、顧客が携帯電話やパソコンから特定証券のアクセス画面に対して、株式を注文した日付や時刻等が判明する通信データ（以下「注文時間・通信データ」という。）が表示されている。

異議申立人は、上記②及び③の事実について、非行監察を受けた当時、担当監察官らから、取引照会した先の特定証券から回答された注文明細と称する帳票（文書）のコピーの交付と根拠条文の開示を受けており、それら回答された文書に係る直近の帳票の日付である特定年月日から、当該照会文書がいつ頃に発送されたかについて、自ずと推認することができるものである。

これら注文時間・通信データは、通常、顧客と取引証券会社の取引注文に係る全ての通信したデータが1/100秒単位まで判明するものであり、本来は通信の秘密に相当するものと判断され、本来であれば、任意調査権しか保有していない国税庁監察官が、到底、徴求や活用をできるものではないデータと思料される。

取引照会先（取引証券会社）は、これら回答した帳票類の中で、注文時間・通信データ欄がどのように利用されているかを知るよしもないことから、黒塗り（不開示）もせずに安易に回答する現状にある。

したがって、担当監察官らが、インターネット取引の証券会社に取引照会文書を発送して回答を受ける文書において、すなわち、異議申立人を含め、職員の職務専念義務違反を立証する上で、注文時間・通信データが最も必要であり、重要な帳票がこの注文明細である。

また、異議申立人は、特定年月日、監察官らから呼出しを受けた際に、「現在、前回の特定証券の回答から半年以上が経過したことから、特定証券に対し、二度目の取引照会文書（注文明細）を発送した」旨を聞かされたことから、異議申立人は、「それらの注文時間・通信データを含む帳票は、職務上におけるシ

システムの研究で、独自に特定証券のアクセス画面帳票システムを解析した結果から、居宅のパソコンで出力可能である」旨の答述を行い、特定年月日にこれらを出力し担当監察官らに提出した経緯がある。

④異議申立人が過去に勤務していた税務署から、年次（有給）休暇を申請・取得した際の年次休暇簿や署内の行事予定表等を収集するとともに、併せて当時の税務署から異議申立人が付与されていた昼の休憩時間帯（e x . 1 2 : 0 0 - 1 2 : 4 5）を確認する。

⑤上記③及び④を照合すると、休暇を申請・取得していない日・時間帯で勤務時間中と推認される株式取引の注文時間が判明する。

⑥それらが判明した時点で、担当監察官らは異議申立人を呼び出して、非行監察を実施し、質問調査を展開、取引照会先（取引証券会社）から回答を受けた上記③の注文明細の中の注文時間・通信データに（担当監察官が）色塗りした特定の日に係る株式の注文時間を提示し、「これら、○年○月○日の○時○分は、どのような仕事をしていたのか」、その後、上記④で収集した年次休暇簿等を提示し、「その日（時間）は、休暇を申請・取得していない日・時間帯ではないか」、次に、過去に勤務した税務署の行事予定表を提示し、「その日の行事は何かあったのか、何もないではないか」などと追及された結果、異議申立人が回答できない注文時間・通信データが職務専念義務違反に該当するとして、株式取引の約定の有無に関係せず、取引注文の取消しや訂正も含めた、いわゆる全てのクリックの取引回数が積算され、異議申立人の申述記録書に記載されたものである。

当時の異議申立人の職務は、極めて不規則な勤務時間・休憩時間で職務を行うポストであり、また、それらの質問は、一般的にそのような特定の時刻や時間帯等の記憶は存在せず、答述が不可能な質問事項である。

⑦併せて、異議申立人は、上記①で収集した確定申告書の提示を受け、当該株取引に係る譲渡所得金額の正否の追及を受け、過去3年分の株式売買状況を一覧にして提出するよう求められたために、後日、これらを作成して正当な売買益の金額（もちろん、申告所得金額と同一である。）を担当監察官らに提出した。

⑧その後担当監察官らが、上記までの物証と異議申立人の申述記録書を基本に非行監察報告書等を作成して、国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）に報告したことで、国税庁長官にお

いて処分量定の決定が行われ、前述のとおり、国税庁長官から職務専念義務違反の行為を行った（国家公務員法101条）として、特定年月、特定内容の懲戒処分を受けたものである。

⑨当該懲戒処分は、特定国税局から同日に報道発表されたが、翌日のマスコミ各紙の新聞記事の内容は、その端緒を把握したのは、「特定年月の内部調査で発覚したもの」とのことであり、異議申立人が知り得る事実とはかけ離れていた。

(イ) 上記の事実関係から、担当監察官らが収集・作成した「本件決定」の基とされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係るいずれの文書や報告書等は、以下の理由のとおり、処分庁が主張する「法14条7号柱書きに該当するもの」と「公印」を除いて、全て開示すべき個人情報であると判断される。

a それらの文書等は、全て異議申立人本人に限定された保有個人情報に該当するものであること。

b 異議申立人が過去に所轄署や勤務先に提出・申請した確定申告書・届出文書や取引した証券会社に係るデータ等に係るものであるが、それらの文書等は、担当監察官らが異議申立人に対して、取引証券会社等からの回答文書等を基に提示（開示）し、質問調査を行った上で申述記録書を作成して職務専念義務違反の行為を立証したものであり、既に承知している情報と認められること。

c 担当監察官らが国税庁首席監察官（経由国税庁人事課）等に報告した非行監察報告書等は、申述記録書に記載された内容等、上記までの事実関係を基に作成されて報告している内容と同一であることが原則であり、国税庁監察官がとるべき対応が記載されているにすぎず、当該懲戒処分に係る処分量定の決定までの過程とその後の報道発表の内容までを踏まえると、異議申立人が自ずと推認できる内容と認められ、すなわち、既に承知している情報に該当するものと判断されること。

d 異議申立人に担当監察官らが収集した確定申告書、注文明細、年次休暇簿等を提示しながら行う非行監察の手法等は、いわゆる（監察事務の）手の内情報とはいえ、これを開示しても、到底、適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすとは認められないこと。

e 国税庁の人事管理等は国税庁人事課の所掌であり、国税庁首席監察官等が直接的に行うものではないことから、それら国税庁首席監察官等が作成した書類が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある文書に該当するものには当たらないと

認められること。

f 照会先の取引証券会社からの回答文書等の中で、担当者氏名、会社印影、各種届出書の整理欄及び作成者の氏名等は、当時、異議申立人の申述記録書にも添付されており、それらも全て開示すべき個人情報であると判断される。

(ウ) 本件処分の基とされる異議申立人の保有個人情報の開示請求に係る関係人は、異議申立人及び国税庁（処分庁、担当監察官ら）以外では、①当時、異議申立人が勤務していた税務署を所掌する（処分庁の地方支分部局である）特定国税局、②異議申立人が特定年以降に勤務していた特定C、特定B及び特定A税務署（年次休暇簿等を収集）、③異議申立人が毎年所得税の確定申告書を提出する所轄特定D税務署、④異議申立人が過去に株式取引行為を行ったことのある取引証券会社のみであり、異議申立人以外での個人に係る権利利益を害するおそれがあるものは、（照会先の担当者氏名や作成者の氏名等が非行監察時に開示されていることから）皆無に等しいこと。

(エ) なお、異議申立人に対する非行監察を担当した担当監察官らは、そのポスト配置の在任期間が特定年月以降の者である。

エ 異議申立人が主張する担当監察官らによる非行監察に着手するまでの経緯等（異議申立人が主張する事実関係）

(ア) 異議申立人は、特定年以前から、毎年、自身の株式取引（譲渡所得）について、その内容を所得税の確定申告書において適正に計算し、所轄特定D税務署長に申告・提出しており、当然、その記載内容の中で、取引している証券会社の名称、株式等の売却金額、株式等の取得金額及び売却損益等の金額等を適切に記載していた。

(イ) 異議申立人は、年次休暇（有給休暇）を取得する際、前述の職務遂行による休憩時間等のズレ・分断以外のものについて、勤務先の上司である税務署長に対し、適切に「願い出」を行っていた。

(ウ) 以前から、後述する当該懲戒処分の基因とされる株式取引の行為は、特定年月の定期異動の以前においては、税務署内の官用パソコンで取引する行為は禁止されていたが、自己の携帯電話で行う極めて短時間の取引については、その職務を遂行した上で、休憩時間のズレ・分断して取得や出張の移動時間中等の行為であれば、いわゆる喫煙行為、出張の移動時間中の車内での新聞・雑誌の購読又は居眠り、携帯電話によるインターネットの閲覧、同ネットゲームで遊興する行為等（以下「喫煙行為等」という。）との比較（それらの行為よりも極めて短時間であること）から、それらの取引行為のみで異議申立人ら職員が担当監察官らから指摘されることはなかった。

さらに、「極めて短時間の株式取引行為やインターネットや閲覧

等は違法で、なぜそれより長時間である喫煙行為等は許されるのか」との質問に、明確な回答がされることはなく、当時の税務署幹部の一部からも、職務を遂行した上でのそれらの極めて短時間の取引行為は、許容の範囲、可罰的違法性は問えないとの（非公式の）説明を受けていた。

(エ) 異議申立人は、特定A税務署・特定職時代の特定年月以降、担当監察官らによる定期的な巡察の時期の際には、「株式取引行為を行う者は、所定の様式（通称・身上把握表と証する書類）に記載せよ」との（初めての）指示の下においては、適切にそれらを記載して（毎回）提出している。

併せて、異議申立人は、担当監察官らに対し、特定A税務署長ら署幹部の在籍する前での面談や、異議申立人との個人面談の場においても、過去の勤務時間中の取引行為について、何ら隠し事もなく、前述の職務を遂行した上での極めて短時間の株式取引行為は許容範囲であるとの認識の下、特定年月の定期的な巡察まで、自らが取引する証券会社の名称、保有銘柄数、税務調査に活用するための勉強目的等を含めて、何度も明言していた経緯がある。

(オ) 上記、それらの認識の証拠に、異議申立人が特定A税務署・特定職時代の特定年初め頃に、担当監察官らから配付を受けたメモ文書である「職務専念義務違反に係る処分量定について」を確認すると、「職員が勤務時間中に行った私的行為について・・・株取引、喫煙、私用メール・・・どのように決定していくべきか・・・、株取引などの利己的行為は、より厳格に懲戒処分等を適用を・・・」、併せて「国税庁人事課を通じて、人事院に問い合わせた結果を整理したものである」と記載されてあるなど、このときに職員に対し、初めて「株式取引は、喫煙行為等とは異なるべき」という内容の考え方が示された経緯がある。

したがって、当該文書が、国税庁人事課において、整理して示されるまで、担当監察官らの認識においても、短時間の株式取引行為と喫煙行為等の違法性の程度や可罰的違法性について、明確な認識・区分ができなかったものと判断され、異議申立人の注文クリック回数・900回は、それらの判断が示される前の特定年から特定年分の回数を含むものである。

(カ) その後、特定年月、前述のとおり、異議申立人は担当監察官らから非行監察を受け、申出済みの過去の勤務時間中の株式取引について、質問調査等を受けたのであるが、その際の申述記録書を署名する際や、国税庁に対する報告書等の作成書類について、前記、申出済みの行為・事実（刑法42条・自首に相当）等が適正に報告され

て処分量定の決定がされ、その後の報道発表の内容につながるものと確信していた。

(キ) また、特定年月日の午後、担当監察官らによる質問調査が終了（署名）する以前に、異議申立人は、特定国税局人事課別室に呼び出され、人事一課長及び人事二課長から、異議申立人に対する今後の処分の見込み、将来の異議申立人の人事配置及び異議申立人の譲渡所得に係る調査結果等の内容の説明を受けたために、異議申立人は報道発表の際には、非行監察の把握端緒等について、本人から申出があったもの等の事実を発表するよう要請したところ、「その主旨（申出済）は発表するが、それをマスコミがどのように記事にするかは不明、（発表内容を）悪く書くから。」旨の回答を受けた。

(ク) なお、上記までの担当監察官らの非行監察（各種資料の収集を含む）の過程の中で、職務専念義務違反の非行が思料された時期は注文時間・通信データと休暇承認簿を突合せさせた時点であると判断されることから、それ以前の確定申告書、注文時間・通信データ及び休暇承認簿等を収集する行為は、非行を探すことに該当するものであり、到底、適法ではないと判断される行為である。

(ケ) また、国税庁監察官が職員の所轄税務署において、（職員の）確定申告書を収集して取引証券会社を把握し、それらから注文時間・通信データを確認する手法は、国税庁監察官であるからこそ行えた行為・手法であり、もとより他省庁の監察官等は、（当該手法を）使用できるものではない（なぜなら、公務員である前に納税者であるはずの他省庁の職員の確定申告書について、所轄税務署長は開示をしない。）。

(コ) したがって、これら国税庁監察官による非行監察の展開・調査手法による不利益処分は、国税庁という特定の官庁の職員（しかも、株式取引を正当に確定申告した職員）だけが不平等に処分されていることとなり、それらの処分は、国税庁と他の省庁間で裁量権の範囲が大きく異なることを認めた上で、併せて、行政処分における裁量権の行使の違反類型である平等原則違反や比例原則違反（憲法14条ほかに抵触）を是認したことに繋がるものと思料される。

(サ) なお、異議申立人は、これら非行監察の展開・調査手法について、特定年月、勤務部署の定期的な巡察を受けた際に、担当監察官に対し、「貴職らの調査手法については、一度人事院に対し、適法性の有無を確認すべきではないか。」と進言し、その回答を求めたが、現在まで何らの連絡・回答も示されない。

オ 不服申立ての理由・・・原処分に係る上記事実関係のあてはめ

(ア) 原処分の概要（処分庁の主張）

原処分において、全部を開示しないとされた保有個人情報の名称は、「異議申立人の非行について、その端緒を把握したとされる特定年月の内部監査等を実施した経緯・結果を示す文書の全て」（以下、第2においては「非行の端緒を把握した内部監査等」という。）であり、処分庁は、その理由が「その存否を答えることにより、監察事務における非行の端緒の把握時期という法14条7号イの不開示情報が明らかとなるため」と主張し、法17条の規定（存否応答を拒否する）に該当するとして、これを拒否した。

(イ) 異議申立人に係る不服申立ての理由（異議申立人の主張）

以下の事実から、原処分は著しく失当なものであり、原処分を取り消し、異議申立人に係る保有個人情報の全面開示を求めるものであり、法1条や行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法1条）の趣旨に鑑みても、原処分は著しくその適切さを欠くものと判断される。

a 異議申立人が開示を求めた、当該非行の端緒を把握した内部監査等（内部調査等）の保有個人情報の存在は、特定年月日、処分庁が異議申立人を職務専念義務違反で懲戒処分を行い、同日の夕刻、処分庁の地方支分部局である特定国税局が、多くのマスコミ関係者の前で報道発表した内容の一部であり、翌日の新聞朝刊各紙がそれらの内容を報道した個人情報の一部である。したがって、処分庁は、原処分に係る個人情報は、マスコミに対してはその存在の発表が可能でも、異議申立人にはその存否の応答を拒否したこととなる。

b また、平成28年1月18日付け特定記号第12号において、特定国税局から異議申立人に対して開示された保有個人情報の文書である「想定問答」（特定年月日・国税広報広聴室）の6頁においても、当該非行の端緒を把握した内部監査等の存在が記載されている。

(2) 意見書

ア 本件請求保有個人情報の存否応答拒否（法14条7号イの該当性）について

(ア) 諮問庁は、異議申立人の非行事件について、非行の事実の把握の端緒となった時期及び国税庁監察官の調査状況を示す情報であり、本件請求文書の存否を明らかにすることは、いつ、どのような調査・捜査を実施したか等の情報を明らかにすること、すなわち、国税庁監察官の手の内を明らかにすることとなり、以後の監察事務に影響する旨を主張するが、当該情報の存否については、下記(イ)の事実関係等から、既に明らかにされている保有個人情報であり、

法14条7号イには該当しない。

(イ) 上記(1)オ(イ)に同旨

イ 基本的に、国税庁監察官らが異議申立人に対して実施した非行監察の中で、異議申立人に提示し、質問調査等を実施・展開した文書やそれらの行為の結果を記載した報告書等は開示されるべきであり、諮問庁は理由説明書を作成する際に、それらの事実・経過を克明に記載した異議申立書の個々の内容や自らの組織が行った行為について、深度ある審理・審議等を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、平成28年1月19日付け官察4号により、法14条7号イの不開示情報が明らかになることから、その存否を明らかにせずに、法18条2項の規定により開示請求を拒否する旨の決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について

(1) 法14条7号イについて

法14条7号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて、不開示情報としている。

(2) 本件存否情報について

本件対象保有個人情報は、請求人の非行事案において、非行事実の把握の端緒となった時期及び国税庁監察官の調査状況を示す情報である。したがって、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、国税庁監察官が、いつ、どのような調査・捜査を実施したかなどの詳細な事実の有無や調査方針といった情報を明らかにすることとなり、国税庁監察官における監察の方法や調査・捜査の手の内を明らかにすることとなる。その結果、監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより、法14条7号イの不開示情報を開示することとなるものと認められる。

3 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報の有

無を答えるだけで、法14条7号イに該当する不開示情報を開示することになると認められるため、その存否を明らかにせずに、開示請求を拒否する旨の決定を行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年6月16日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年7月5日 諮問庁から理由説明書（再提出分）を收受
- ④同月19日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤同年11月10日 審議
- ⑥同年12月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法14条7号イの不開示情報を開示することとなるとして、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 存否応答拒否による原処分を行ったことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 開示請求者（異議申立人）が開示を求める保有個人情報は、「請求人の非行について、その端緒を把握したとされる「特定年月の内部監査」等を実施した経緯・結果を示す文書の全て」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）であり、この存否を明らかにすると、異議申立人の非行の端緒の把握時期が特定年月であるか否かが明らかになるところ、「監察事務における非行の端緒の把握時期」は、監察事務の手の内情報であり、これが明らかになると、監察に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため、当該情報は、法14条7号イの不開示情報に該当するから、法17条の規定により開示請求を拒否した。

イ 異議申立人の懲戒処分に係る新聞記事には、「国税庁の監察官が特定年月、内部調査で取引を確認」、「特定年月、国税庁監察官による定例の内部調査で発覚」といった記載があるが、これは、特定国税局に

よる、異議申立人を懲戒処分にした旨のマスコミ発表の際の質疑応答の中でした、「特定派遣国税庁監察官が、把握した情報等を基に内部調査を行ったところ、特定年月頃、勤務時間中と見込まれる株式取引が相当数確認された」といった趣旨の回答を記事にしたものであると考えられる。

もっとも、当該マスコミ発表においては、異議申立人の非行の端緒を把握した時期については言及等しておらず、特定年月が当該時期であるとは限られないため、マスコミ発表をしたことは、開示・不開示の判断に影響を与えるものではない。

ウ 本件対象保有個人情報、開示請求どおりに特定したものであり、開示請求者（異議申立人）に対し、補正の求めや請求内容の確認はしていない。

(2) 以上を踏まえ、以下、検討する。

ア 開示請求者（異議申立人）が開示を求める保有個人情報が記録された「請求人の非行について、その端緒を把握したとされる「特定年月の内部監査」等を実施した経緯・結果を示す文書の全て」の文言だけを見れば、「特定年月の内部監査」は、異議申立人の非行の端緒を把握したものと位置付けられているとも理解し得る。

このような理解を前提とすると、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、「特定年月の「内部調査」において異議申立人の非行の端緒が把握された事実」の有無を明らかにすることとなる。非行の端緒を把握した時期は、これを開示すると、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ等があることを否定できないため、法14条7号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるから、存否応答拒否すべきことになる。

イ しかしながら、諮問庁の上記(1)イの説明によれば、マスコミに対して異議申立人の非行の端緒の把握時期は発表していないとのことであり、また、本件開示請求は、上記(1)イの新聞記事を踏まえてされたものと理解されることからすれば、「その端緒を把握したとされる」との文言を、上記アのように、特定年月の「内部調査」において異議申立人の非行の端緒を把握したという意味であると理解するのは相当とはいえない。そして、上記マスコミ発表が異議申立人を懲戒処分にした旨を発表するものであり、特定年月頃の内部調査結果は異議申立人の勤務時間中の株取引の確認がされたことが述べられたものであったことをも踏まえれば、「その端緒を把握したとされる」との文言についても、「勤務時間中の株取引の確認がされた」との意味に解する余地があるものと認められる。

このような理解を前提とすると、本件対象保有個人情報の存否を答

えることは、「特定年月の内部調査において勤務時間中の株取引の確認がされた事実」の有無を明らかにすることと同様の結果となるが、これは既にマスコミ発表で述べられている事実にすぎないといえるから、法14条7号イの不開示情報に該当しないこととなり、存否応答拒否とすべきではないことになる。

ウ このように、本件開示請求に係る文言は多義的であり、処分庁において保有個人情報の存否を答えることのできるよう理解する余地もあるから、特段の求補正等をせずに存否応答拒否とした原処分は適切とは認め難い。

したがって、開示請求する保有個人情報の名称等について補正を求め、改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条7号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示請求する保有個人情報の名称等について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子